

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十四年三月三十日

佐賀県人事委員会

委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第十一号

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

佐賀県職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和六十年佐賀県人事委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

大学卒		5	3	3
	0	5	8	11
短大卒		2.5	5	3
	0	2.5	8	11

別表第十三の薬剤師の項中

大学6卒		2	3	3
	0	2	5	8
大学卒		5	3	3
	0	5	8	11

に改め、同表の備考中3を4

とつ、2を3とつ、1の次に次のように加える。

- 2 薬剤師法の一部を改正する法律（平成16年法律第134号）附則第3条の規定により薬剤師となつた者に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、「大学6卒」の区分によるものとする。

別表第十七の1大学卒の3専門職学位課程修了の項中

学校教育法による

専門職大学院専門職学位課程の修了

- (1) 学校教育法による専門職大
- (2) 司法試験法（昭和24年法律

学院専門職学位課程の修了  
第140号）による司法試験予備試験の合格

に改め、同表の1大学卒の四大学

9卒の項中「又は獣医学」を「又は薬学若しくは獣医学」に改め、同表の1大学卒の六大学4卒の項中（昭和24年法律第140号）を削る。

別表第二十四の薬剤師の項を次のように改める。

薬剤師	大学6卒	2級15号給
	大学卒	2級1号給

別表第二十四の薬剤師のうち「備考第1項に」を「備考の1に」に、「同表の備考第1項の」を「同備考の1の」に改め、薬剤師の3中「備考の3」を「備考の4」に改め、同備考の3を同備考の4とす、同薬剤師の2中「備考の2」を「備考の3」に改め、同備考の2を同備考の3とす、同備考の1の次に次のように加える。

- 2 別表第13 医療職給料表（二）級別資格基準表の備考の2に規定する職員に対するこの表の学歴免許等欄の適用については、同備考の2の規定を準用する。

93
93
94
94
94
94
95
95
95
95
95
96
96
96
96
97
97
97
98
98
98
99
99

別表第二十八の六中

86
86
86
87
87
87
88
88
88
88
89
89
89
90
90
90
91
91
91
92
92
92
93
93

を

85
86
86
86
86
87
87

106
107
107
107
108
108
108
109
109
109
110
110

に改める。

92
92
93
94
95
96
97
98

に、

106
106
107
107
108
108
109
109
109
110
110
110
111
111

を

105
106
106

別表第二十八の二中

90
91
92
93
93
94
94
95
95
96
96
97
98

を

89
90
90
91
91

59
59
59
59
59
60
60

に改める。

別表第二十八中

58
58
58
58
59
59
59
59
60
60
60
60
60
61

を

57
58
58
58
58
58



別表第二十八の八中

66
66
66
66
67
67
67
67
67
67
67
68
68
68
68
68
68
68
68
69
69
69
69
69
69
69
70
70
70
70
70
70
71
71

71
71
72

を

65
66
66
66
66
66
67
67
67
67
67
67
67
68
68
68
68
68
68
69
69
69
70
70
70
71
71
71

に改める。

附則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。